

(別添)

## 令和3年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

令和3年4月  
国土交通省  
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

### 記

#### 1. 重点点検実施対象事業者

(1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)

(2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者。

#### 2. 実施期間

令和3年9月1日(水)から11月30日(火)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)

#### 3. 重点点検項目

(1) 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料漏れ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及び パイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・ チャンバ (*トラックの み)	ロッドのストローク	同左 機能
車枠及び車体 (*バスのみ)		非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)		タービン・ロータの回転具 合等(メーカー指定)	

(2) 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

#### 4. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)

により報告するよう依頼する。

- (2) 重点点検実施対象事業者は、3.(1)について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

また、3.(2)について、その点検結果を報告様式(別紙3)に記入し、都道府県別に地方運輸局等に報告する。大型自動車を保有していない貨物自動車運送事業者についても、ホイール・ナットの緩みの重点点検実施台数を0と記入し、報告する。

- (3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を令和4年1月15日(金)までに様式(別紙2及び様式4)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。

事業者名				
保有台数	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
	台	台	台	台
定期点検実施台数	台	台	台	台
	うち 12月点検	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいう。

※ 「不適合」があった台数を記入(複数の不適合箇所があっても1台と計上)

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
  - ② フューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適合」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(バス・トラック共通)

点検項目	点検の実施方法 【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】	必須記入	
		不適合	不具合別内訳件数
燃料装置の燃料漏れ (3月)	① フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクランプの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クランプのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。		ホース・パイプの亀裂 件
			クランプの取付状態 件
		台	クランプのゴムの劣化 件
電気装置の電気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クランプの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。	台	クランプの取付状態 件
		台	電気配線の干渉 件
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態 (3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及びクランプに緩みなどが目視などにより点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹼水等を用いて目視などにより点検する。		他の部分との接触 件
			ホースの劣化 件
			接合部、クランプの緩み 件
		台	エア漏れ 件
		台	

総走行距離別	初度登録年別	
50万km未満	台	H28年以降 台
50超～100万km	台	H27～H24年 台
100万km超	台	H23年以前 台
50万km未満	台	H28年以降 台
50超～100万km	台	H27～H24年 台
100万km超	台	H23年以前 台
50万km未満	台	H28年以降 台
50超～100万km	台	H27～H24年 台
100万km超	台	H23年以前 台

(トラックのみ)

制動装置のブレーキ・チャンパのロッドのストローク (3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかをスケールなどにより点検する。	台	ロッドのストロークの 規定範囲外 件
制動装置のブレーキ・チャンパの機能 (12月)	①規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、チャンパのクランプ回り、ホース(チューブ)の接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 ②ペダルを戻したときのチャンパ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 ③必要がある場合には、ブレーキ・チャンパを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視などにより点検する。(定期交換部品になっているものは、メーカーの指定する時期に交換する必要がある。)	台	エア漏れ 件
		台	チャンパ・ロッド戻りの異常 件
		台	損傷・劣化 件

50万km未満	台	H28年以降 台
50超～100万km	台	H27～H24年 台
100万km超	台	H23年以前 台
50万km未満	台	H28年以降 台
50超～100万km	台	H27～H24年 台
100万km超	台	H23年以前 台

(バスのみ)

非常口の扉の機能 (3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	台	開閉不良 件
車枠車体の損傷 (3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食による損傷がないか目視及び点検ハンマによる打音点検を実施する。	台	損傷 件
タービン・ロータの回転具台等 (12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定めたターボチャージャーの定期点検を実施する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。	台	シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触 件

50万km未満	台	H28年以降 台
50超～100万km	台	H27～H24年 台
100万km超	台	H23年以前 台
50万km未満	台	H28年以降 台
50超～100万km	台	H27～H24年 台
100万km超	台	H23年以前 台

**【重要】** 重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告してください。

**① 「保有台数」**については重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

定期点検報告様式					別紙 2
台数	回収率				
大型バス(乗合)	大型バス(貸切)	大型トラック(被牽引車を除く)	大型トラック(被牽引車)		
保有台数					
定期点検実施台数					
うち 12月点検					

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことをいいます。

**(点検後の留意点等)**

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- ② フェューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのこじみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラ、テール・パイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ ご協力いただける場合は、「**不適合**」台数の総走行距離及び車齢別の「**不適合**」台数のみ

**② 「定期点検実施台数」**については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上してください。)

**点検の実施方法**  
1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、**1件**として計上

タンク、フェューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、ポン・ポンなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。  
**エンジンルーム内のエンジン下に燃料の漏れた形跡等がないか、注意して点検する。**  
 ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。  
 ホース及びパイプのクラムの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。  
 ホース等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。  
 経年車は、**クラムのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)**に注意する。

**③ 「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不適合箇所があっても1台と計上してください。**

必須記					
不適合	不具合別				
	ホース・パイプの				
	クラムの取付状態	件	50超～100万km	台	台
	クラムのゴムの劣化	件	100万km超	台	台
	クラムの取付状態	件	50万km未満	台	H28年以降
	電気配線の干渉	件	50超～100万km	台	H27～H24年
	他の部分との接触	件	100万km超	台	H23年以前
	ホースの劣化	件	50万km未満	台	H28年以降
	接合部、クラムの緩み	件	50超～100万km	台	H27～H24年
	エア漏れ	件	100万km超	台	H23年以前
	ロッドのストロークの規定範囲外	件	50万km未満	台	H28年以降
	漏れ	件	50超～100万km	台	H27～H24年
	劣化	件	100万km超	台	H23年以前
	不良	件	50万km未満	台	H28年以降
	傷	件	50超～100万km	台	H27～H24年
	ロータとの接触	件	100万km超	台	H23年以前

**⑤ 「総走行距離別」と「初度登録年別」**の内訳についても記入してください。

**④ 「不適合別内訳件数」**の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、**③「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はございません。**

バのロッドのストローク(3月)	規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・ペダルを一杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかどうかスケールなどにより点検する。
制動装置のブレーキ・チャンパの機能(12月)	①規定の空気圧の状態、当該点検の補助者にブレーキ・チャンパの接続部に石けん水などを塗布し、ペダルを戻したときのチャンパ・ロッドの戻り音が正常に聞こえることを確認する。 ②必要がある場合には、ブレーキ・チャンパを交換し、目視などにより点検する。(定期交換部品に該当するものは、目視などにより点検する。)
(バスのみ)	
非常口の扉の機能(3月)	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを確認する。
車体車体の損傷(3月)	フレーム、サイドメンバ、クロスメンバなどに腐食がないかを確認する。
タービン・ロータの回転具合等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作者が定める点検項目を確認する。 ※ターボチャージャー潤滑系の配管部品類の

(取りまとめ: ○○運輸支局)

事業者名	
------	--

	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)	
保有台数	台	台	

対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

※ご協力いただける場合は、「**不適合**」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ボルトの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトター・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

総走行距離別		初度登録年別	
50万km未満	台	H28年以降	台
50超～100万km	台	H27～H24年	台
100万km超	台	H23年以前	台

**【重要】** ホイール・ナット緩み報告様式については、複数回実施も点検結果を1枚にまとめて報告してください。

ホイール・ナットの緩み報告様式

別紙 4

① 「保有台数」については点検実施時点での台数を記入してください。

保有台数	台	大型トラック (被牽引車) を除く	台	回収率	
------	---	-------------------------	---	-----	--

対象は、車両総重量8トン以上のトラックに限る。

(トラックのみ)

点検項目	点検の実施方法	必須記入
		ホイール・ナットの緩み有
ホイール・ボルトの緩み	①ホイール・ナットが規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)で締め付けられているかトルク・レンチを用いるなどにより点検する。 ②JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトナー・ナットを緩めて、インナー・ナットが規定トルクで締め付けられているかをトルク・レンチを用いるなどにより点検する。次に、緩めたアウトナー・ナットを規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトナー・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台

③ 「総走行距離別」と「初度登録年別」の内訳についても記入してください。

総走行距離別	初度登録年別
50万 km 未満	H28年以降
50超～100万 km	H27～H24年
100万 km 超	H23年以前

② 「ホイール・ナットの緩み有」の欄には、緩みがあった台数を記入してください。  
ただし、複数輪及び複数のナットの緩みがあっても1台と計上してください。